

文 教 委 員 会

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、岩下智伸、安木和男、富永健三、石橋良三、
犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 委 員 柴崎美智子

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 付託議案

- (1) 県第92号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項
- (2) 県第105号議案 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案
- (3) 県第115号議案 財産の出資について
- (4) 県第116号議案 財産の無償譲渡について
- (5) 県第118号議案 公立大学法人県立広島大学の定款の一部変更について
- (6) 県第119号議案 公立大学法人県立広島大学が徴収する料金の上限の認可について
- (7) 県第131号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (8) 報第22号 上告受理の申立てについて
- (9) 追県第15号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項
- (10) 追県第23号議案 主幹教諭及び指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例案
- (11) 追県第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

7 付託請願

- (1) 20-4 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
- (2) 20-5 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

8 報告事項

- (1) 教育事務所の再編について（案）

9 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第92号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項」外10件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（犬童委員） まず、主幹教諭及び指導教諭の職の設置について、条例改正案を追加提案されています。10月の常任委員会で説明していただいておりますが、いろいろ議論もしてきたのですが、財政負担の観点から、主幹教諭と指導教諭の設置により、どれぐらいの年間所要経費を考えていらっしゃるのですか。

○答弁（教職員課長） ただいま御質問のごさいました、主幹教諭、指導教諭の設置についてでございますけれども、来年度、4月1日の設置を予定しております、具体的な予算につきましては、来年度予算を検討する中で考えてまいりたいと思っております。

指導教諭、主幹教諭につきましては、現行の主幹でありますとかエキスパート教員の状況等も踏まえながら、予算等について検討してまいりたいと考えています。現在、主幹が108人、エキスパート教員が、学校に教員として30名おります。追加的な経費といたしましては、1人当たり約30万円程度でございます。そういったことを勘案しますと、仮に、現行の主幹でありますとかエキスパート教員の数に基づいて試算した場合につきましては、およそ4,500万円程度の経費がかかると見込まれます。

この経費につきましては、御案内のとおり、小中学校の教員につきましては、義務教育費国庫負担金により3分の1が支出されますとともに、高等学校の教員につきましては、地方財政措置として算定数に計上されるということでございます。

○質疑（犬童委員） 大体、4,500万円ぐらいは見込まれるのではないかと、そして、財源としては、義務教育については国庫から3分の1が、残りは地方財政措置で算定していくということですが、県の持ち出し分については、どうなっているのですか。この場合でしたら、県の予算から持ち出す分があるわけですが、どのくらいになるのですか。

○答弁（教職員課長） 純粋な部分で県の持ち出し額の把握は難しいところはございますけれども、地方財政措置には、教員の定数につきまして、義務教育の小中学校の教員におきましても、高等学校の教員におきましても、いわゆる教職員定数法という法律に定数措置の定めがございますので、そういったものを算定の基礎にいたしまして、地方財政措置が適切になされていると認識しております。

○質疑（犬童委員） 国というのは、いろいろな制度を創設されるけれども、地方の持ち出し分がなくて済むということはないのです。やはり、交付税の中に入れていとか何とか、いかにも国が全部持っているような話をするのですけれども、実は、県立にしても私立にしても、それでは足りない。あれもこれも交付税の中に入れて

いますけれども、中身は書いていないのです。必ずしも、国がすべて財源措置するというわけではなく、現に、義務教育の場合は3分の1だけ配分をしていると考えられるのです。国がえらいのは、こういう教諭を置くことができるとし、置かなければならないとしないことです。そうでしょう。

○答弁（教職員課長） 委員がおっしゃいますように、今回の主幹教諭でありますとか指導教諭につきましては、平成19年度の学校教育法改正によりまして、職の設置が可能となったわけでございます。けれども、教育委員会といたしましては、制度改正を受けて、直ちに設置するというものではありませんで、本県におきましては、平成16年度から主幹制度でありますとかエキスパート教員認証制度を行っております、その状況や学校関係者の意見も踏まえながら検討した結果、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図っていく必要があるということで、来年度から職の設置を行うところでございます。

○質疑（犬童委員） 要するに、置くことができるという規定です。置かねばならないとして、国が財政的にすべて責任も持ちますということではない。置く置かないは、あなた方の自主判断です。置いた場合に財源が足りない部分は、当然ながら、あなた方の負担で段取りしなさいという中央官僚の考え方だと思うのです。置かなければならないという言い方をすると責任を負うことになるので、置くことができるという自主的な判断にして、自分で決定したのだから財政的なことも自分で負担しなさいということになると思うのです。

そこで、16年度から主幹とかエキスパート教員を配置されていますが、成果をどう総括されていますか。

○答弁（教職員課長） 主幹でありますとかエキスパート教員の成果でございますけれども、主幹につきましては、学校で主任等を束ねて、分掌がまたがる、例としては生徒指導等について、取りまとめて機動的な対応を行っています。

それから、それぞれの教員が抱えております課題に対して、一緒になって取り組んでいくというものがあります。

また、学校全体で取り組まなければならない課題につきまして、従前であります、会議等を開いて、教員が意見を出し合いながら解決の取り組みをして、さらに時間をかけてやっていたというようなこともございますけれども、主幹がある程度、事前に取りまとめることによりまして、組織運営体制の効率化であるとか、機動的な対応など学校の経営体制の充実が図られていると考えております。

また、エキスパート教員につきましては、すぐれた指導力を持ちまして、特に研修会等も行って、授業のあり方について実践的な示唆をするということでもって、他の教員の授業力の向上が図られてきているのではないかと考えています。

○質疑（犬童委員） あなた方の説明では、それぞれの教諭の肩の荷がおりると言うのですけれども、学校現場で皆さんの話を聞きますと、主幹は、いろいろな雑務ではないのですけれども、取りまとめ役をして、実際は変わらないそうです。やはり今、

文科省や県教委から定期的なものも含めていろいろな報告書を出しなさいということにどっと追いまくられているのです。主幹教諭を置くと、仕事が軽くなるかという、だれもそうなるとは思っていないのです。現実はそのようなのです。今みんながやっている仕事を主幹教諭一人でするわけではないのです。

そういう面では、ただ主幹教諭を置いたから、各教諭の肩の荷がおりるとか、報告事項やいろいろなことがスムーズにいくというのは、少し取ってつけたような説明だというふうに思っているのです。

実際、そうなったらいいのです。しかし、現実には学校が抱えている問題は、その程度の時間数で解決できる問題ではないのではないかと思います。むしろ、学校現場として、文科省や県教委が上げてこいという、いろいろな報告書などを大幅に減らしてほしいと望んでいるのではないですか。

運動会などに行くと、そんな話が出るのです。何とかありませんか、もう少し減らしてもらえないだろうか、そうしないと、あしたの授業の準備ができないと校長は言います。夜9時、10時までこうこうと電気を照らしていることは、そういうことなのです。

私は、主幹教諭を任命したから、肩の荷がおりて学校全体がうまくいくと、余り安易に考えるととんでもないことになると思うのですが、その点はどうですか。

○答弁（教職員課長） 御指摘のように、職の設置をもって直ちに解決する問題が大多数であるということではなく、職の設置とともに、学校運営体制について改めて見直して、役割分担に努めていくということが大事だと思っています。

16年度から実施しているものの中で、成果もあれば課題等として見直すべきものもございまして、今の主幹の現状についての分析を踏まえながら、主幹教諭のあり方、役割について検討しているところでございます。

○質疑（犬童委員） 教育長、聞いてみると、文科省などへの報告事項が極めて多いみたいです。やはり、こういう新たな職を設ける以上、これを整理することを考えていくべきだと思うのです。

文科省が決めている報告事項の整理について、意見は言えると思うのです。組織ですから、最小限度の報告はするにしても、現場に負担をかけないようにもっと効率的な方法を文科省に考えてもらう。県教委としても考えていただかないといけないと思いますが、その辺はどうですか。

○答弁（教育長） 調査につきましては、歴年的にずっと調査してきたものは長い歴史があるからこそ意味があるという調査もございましょうし、これから施策にどう反映していくかという調査もあります。

しかし、委員御指摘のように、調査のためだけの調査であれば、きちんと整理していかなければいけないことだと考えておまして、委員からも御指摘がありましたし、私どもも校長会でも聞いておりますので、そこら辺の整理は、これからも積極的にやっていかなければいけないと考えております。

○質疑（犬童委員） きょう会派で議論になったのは、県も財政事情が非常に厳しい中で、国が置くことができるという法律をつくったからといって、財源について国が全部持ちますというようなものではない、恐らく県費負担がついてくる制度を、そう簡単にさっさとやっっては問題があるのではないかということです。国に対しても、地方の意見や受け入れ体制も聞いて、法律の整備などをやっていくようにもっと求めるべきだし、今回の問題でも、財政的な負担だとか、人的な負担も含めてですが、事務的な負担もないことはないのですが、やはり地方の負担にならないように、当然意見具申をやっていくべきだということを、自分たちの会派では取りまとめまして、この議案について賛成することにしました。

しかし、そういうことは、自分たちの会派だけではなくて、よその会派にも同じ意見があると思いますけれども、ぜひこれからは、こういう問題について、対応に慎重を期していただきたいという条件をつけて賛成することにしたいと思います。

それから、報第22号の上告受理の申立てについて、裁判で県教委の主張が認められなかったので、皆さん方が上告されているわけです。

私も人権に秀でたわけではありませんけれども、裁判所の判決の内容を読みますと、やはり県教委が先走ったというような記述が報告書にはあり、先生方や教職員組合の名誉毀損になると、裁判所も判断しているわけです。

私は、やはりこういうことは、県教委も意地になってする気分かもしれませんけれども、県教委は受けるものは受けて、一つ一つ問題を片づけていくという表現は悪いのですけれども、やはりお互いの間で、のどにささった骨は取り除いていくという誠意を尽くしていかなかったら、気に入らないものはすべて、上まで持っていくのだということではどうかと思うのです。

改めて、なぜこれを不服としているのか、もう一回整理して、簡単に説明していただきたいと思います。

○答弁（法務室長） その点につきましては、10月17日の文教委員会でも説明させていただきました。

名誉毀損と転任処分の2件がございまして、いずれも県が出しました報告書の中身が名誉毀損に該当するという認定をされております。けれども、細かく言いますと、報告書の中では、当時、校長が亡くなった原因というのはわからないというふうに書いてございまして、県は、淡々と、どういう背景や事情があったかという事実を並べて、今後どうしようかという報告書に仕上げているものと考えてございまして、その点を踏まえて、名誉毀損ではないと主張してまいったところです。

そういうことで、名誉毀損部分は、一番で確かに県の主張のとおりであったというふうに御判断をいただきまして、逆に二審で名誉毀損に当たると認定されました。一番と二審で、本当に全く逆の判断が出ましたので、どうなのかというところで、そこは最高裁の御判断をいただきたいというのが、上告受理の申立てをした理由でございまして。

○要望・質疑（犬童委員） あなた方が出された報告書を、裁判所は、ことごとくそうではないとして、あなた方の見解は否定されていることになっています。一審とは違いますが、二審で下った。

私は、前から言いますように、県教委と両教組との間の裁判や、あるいは人事委員会に対する異議申し立てが今、50件ほどあるのです。あなた方も、年間300万円くらい顧問弁護士料を払って、毎月3回、裁判所とかに行って莫大な費用、労力でしようし、組合も莫大な費用、労力です。

そういう、よそにはない労使関係の中で、とことんやりましようというような言い分であろうと思うのです。私は、労働運動の経験もありますし、会社側と争ってお互いに訴訟し合ったこともありますけれども、どこかで解決していかなかったら、あなた方は、会社と違って裁判費用は県民の税金から払えばいいことで、そう痛くないかもしれないけれども、いつまでも県教委の労使関係が、こういうただ突っ張り合っていくということは、本当にいいことではないと思うのです。

だから、組合もそうですが、お互いが整理すれば整理できる、子供ではないのですから、やはり努力をしていってほしいと思います。

あなた方の立場というのもわかりますけれども、こればかりは、関係が正常化する方法でいかないといけないと思いますので、要望として申し上げておきたいと思います。

それから、指定管理者制度の問題ですが、県第131号議案で県立総合体育館について指定管理者の指定を提案されています。本定例会では全部で12議案を提案されていて、文教委員会所管は1議案ということです。

ちょっと見せてもらった資料では、平成18～20年は、人件費が1億2,983万7,000円、それが、平成21年度から5年間の指定管理者に支払う人件費が、6,473万6000円、約50%と計算されている。光熱水費は余り変わらず、4%ぐらい安くなっている。施設等管理経費というのが12%ふえており、3億3,100万円が3億7,200万円になっている。その他事務費等が7,200万円から4,600万円に落とされている。トータルでは、6億7,800万円が6億2,300万円と約8%減っている。新しい指定管理者への管理委託経費になっているわけですがけれども、人件費が半分に減っている。

皆さんに県立総合体育館をますます利用してもらおう、民間の発想でやっという趣旨はいいわけですがけれども、前提となっているのは、今問題になっている派遣社員の利用なのです。ほとんどの指定管理者は、よほど職員の数を減らすか、そうでなければ、1人当たりの人件費を半分程度にしているのではないかと思うのです。

あなた方は、そこら辺をどういうふうに掌握されていますか。

○答弁（スポーツ振興課長） 指定管理者の人件費についてお尋ねがありました。施設を効率的に管理しようということですが、民間におきましても、人件費の節減を図って、多くは派遣社員であったり、正社員と派遣社員で構成するという形をとって

います。

今回、指定管理者に応募された団体におきましても、同様な形で指定管理者を受けられるための体制づくりをされているというふうに認識しております。

○質疑（犬童委員） 建物の管理経費を削ったり、光熱費の削減も中国電力が電気代を半分にしようというのとは違って、問題は人件費です。

場所が場所だけに、もっと県民に有効に使ってもらおうという発想に立てば、それなりの専門職員を配置していかなければいけないと思うのです。

そうでなかったら、何だ、あの施設は貸し借りだけだから、受け付けだけかということになるのです。当然、あの施設には、いろいろな機能が備わっていますから、そこら辺は、指定管理者になる方に、人的なことをきちんと配慮するように、あるいは向こうから、こういう専門職員を雇用するのだということが提案されているのですか。

○答弁（スポーツ振興課長） 管理につきましては、今回、募集要項で、管理に係る経費の縮減や施設の効用を最大限に発揮することとして、必要な人員や資格をきちんと明記しておりまして、それなりの体制で応募していただいているというふうには聞いております。

○要望・質疑（犬童委員） 指定管理者としてこれだけでやってほしいという委託料を払うわけです。払いつ放しではなくて、必要な人材を確保するという問題については、県もきちんと関与していかないと、後から不評を買うことになると思うのです。

受けられた団体がいいかげんだと言っているわけではありませんが、きちんと話し合いをしていただきたいと思うのです。

指定管理者制度を導入して、今、3年になるのですか。

○答弁（スポーツ振興課長） 県立総合体育館におきましては、今年度で3年になります。

○質疑（犬童委員） 指定管理者になってから、利用がふえたとか、こういうものができたとか、具体的に成果が出ているわけですか。

○答弁（スポーツ振興課長） 本当は、こういうことがあった方がいいということではないのですけれども、指定管理者になりまして、委託で実施してやっていたときと比べますと、いろいろと時代のニーズに応じたものやっていくということで、新たなことができております。

例えば、今年度におきまして、昨年からの継続ですけれども、介護予防やメタボ等の健診等に対応するような教室を実施しておりまして、時代のニーズに合ったものを試行しながら、新たに事業展開していくと考えております。

本当は、県がやっていたときもそういうものがあるべきだというふうに言われていることも承知しておりますが、指定管理者制度になって、県が実施していたよりも悪くなったということはないと思っています。

○意見（犬童委員） 一つ心配しているのは、指定管理者制度になって、今の派遣社員

やいろいろなことがあって、やはりプレッシャーの中でやっていることです。施設等に行きますと、そういう臨時雇用や派遣ということをお聞きして、安く請け負われた指定管理者は、必死になって採算をプラス・マイナスゼロには持っていけないとどうにもならないのですが、指定管理者が派遣社員を利用される場合などに、やはり県の施設で働く派遣社員の方の雇用とか権利というのは、どうでもいいとはいかないと思うのです。知事なども民間会社に対して言っているわけですから、県の施設で働く指定管理者の従業員の雇用・権利問題は、模範となるような運用をしないといけないと思いますので、そこら辺を見て見ぬふりで、どうなろうと構わない姿勢ではいけないと、注文しておきたいと思います。

○意見（石橋委員） 付託議案の中に追県第15号議案があります。補正予算の職員給与に関するものについては、ぜひ分離採決でやっていただきたいという思いがあります。

我々は、この職員給与に関する中で、地域手当の給与改定について反対しておりますものですから、一括採決されますと、全部賛成の格好になりますので、できれば、それぞれの意思を反映していただきたいと思いますので、追県第15号議案は、分離採決していただきたいと思います。

(5) 表決

追県第15号議案 … 原案可決 … 賛成多数

追県第15号議案を除く付託議案10件（一括採決） … 原案可決並びに承認 … 全会一致

(6) 請願2件を議題とした。

① 20-4 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願についての意見交換

○意見（佐藤委員） この請願にあるように、教育予算の大幅な増額は、教育条件を整えることで、私もよいとは思いますが、本県の厳しい財政状況の中で、教育改革関連の予算については、これまでも増額されて頑張っているのではないかと思います。

特に、この中でも、少人数学級、30人以下学級を早期に実現するとありますけれども、現在でも、小中学校で学年や教科によっては少人数指導が既に行われておりまして、この請願をあえて採択しなくてもいいというのが私の意見でございますので、この請願については、不採択が適当であると考えます。

② 20-5 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願についての意見交換

○意見（石橋委員） 私学振興については、当然やらなければいけないことでありますけれども、既に9月定例会で私学助成の意見書を議決したばかりでありますし、十分やっております。財政負担を伴うことでありますから、今、広島県がこうした状況の中で行うべきではないというふうに思っておりますので、不採択が適当と思

ます。

(7) 請願の審査結果

- ① 20-4 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願 … 不採択 … 賛成なし
- ② 20-4 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願 … 不採択 … 賛成なし

(8) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（岩下委員） 先ほど説明のありました、教育事務所の再編に関連してお尋ねします。

今回、中核市である福山市を本庁の所管とするということで、教育事務所の位置について決着することになると思います。

中核市には研修権が移譲されていると資料に書いてありますが、まず、研修権とは、現在の教育事務所の役割の中にある、学校への指導・助言も含まれるのでしょうか。

○答弁（総務課長） 教育事務所の役割として、資料の中にも掲げておりますが、学校への指導・助言、県費負担教職員の研修、人事管理業務、そして総務業務がございます。

その一つとして、管内の県費負担教職員にも研修を行っているわけですが、中核市でございます福山市につきましては、研修を実施する権限が、任命権者である県の教育委員会から移行されているということでございます。

これは、お尋ねの、学校に対する指導・助言というものとは異なるものでございます。

○質疑（岩下委員） 次に、人事管理業務は、同じように本庁に移されるという形になると理解しますが、本庁が福山市の教育委員会と連携して、適正な人事管理業務を行うことになるという理解で正しいでしょうか。

○答弁（総務課長） そのとおりでございます。

○質疑（岩下委員） ということは、広域的な人事異動が必要な場合が起きると思うのですが、そういう場合は、人事管理面で、本庁と各教育事務所に調整するという理解で正しいでしょうか。それとも、本庁から人材を派遣するようになるのでしょうか。

○答弁（総務課長） 福山市の人事管理業務につきましては、先ほど申しましたように、本庁で直接行うことを考えております。

適正な人事管理を行うためにも、適正な執行体制が必要なわけですが、福山市の教職員の人事異動で、特に他市町との広域人事異動が必要になる場合には、関係する教育事務所と県教委が連携し、調整していきたいと考えております。

○要望（岩下委員） ということは、今回の、福山市が中核市だから本庁の所管にするということに関連して、現在の教育事務所の役割の中にある、学校の指導・助言、

人事管理業務が、今後、本庁の重要な仕事になってくると思います。

教育事務所主催で、管内の各教育委員会教育長を集めた会議が定期的開催されていると伺っております。もし、福山市が本庁直轄という形になると、そういった情報交換、意見交換がおろそかになってくるのではないかと懸念しております。

特に、いろいろな政策等の見解について、異なってきたことが出てくるようなことがあっても、いかがなものかと感じております。

資料によると、詳しくは検討中ということですので、福山市をどのような形で補うことを考えているのかまだわかりませんが、要望として、こういったことが起きないような体制をとっていただくようお願いしたいと思います。

○質疑（犬童委員） 今の話で、今は子供たちの行動範囲も非常に広いわけですが。福山市の子供は福山市だけにとどまっているわけではないのです。尾道市の子供も福山市に行くし、そういう意味では保護する機会がふえているのです。そうした場合に、教育事務所の再編案は、妥協の産物みたいなところがありますけれども、果たして、一貫した生徒指導体制がとれるのかどうかというのを、私は非常に心配するのです。

福山市は直轄にします、ほかのところはほかのところでは教育事務所が所管します、とは現実にはならないものですから、尾道市も福山市も、県教育委員会を含めて一緒になって話をしていかないと、そこら辺が大丈夫なのかという心配があります。よほど配慮していかないと、しゃくし定期的なままでは、非常に問題が起きてくるのではないかという思いがしております。

もう一つは、広島市教育委員会と広島県教育委員会というのは、どのぐらい連携が成り立っているのですか。今、広島市と同じように対応すると言うけれども、広島市は管轄外ですが、さまざまな問題行動が発生している子供たちのことを、教育方針なり、共通課題について、広島市教育委員会と県教育委員会が定期的きちんとして話し合いをされているのですか。

○答弁（教育部長） 特に、生徒指導にかかわって連携が必要だろうと思いますけれども、生徒指導のいろいろな研究協議については、教育事務所とともに、現在も、広島市の指導主事と会って、協議してきております。

その点については、今、委員がおっしゃられましたように、広域化することで連携が必要ですので、そこはぶれないように、絶えず研究をしてきております。

したがって、福山市につきましても、同様に連携していきたいと考えております。生徒指導だけでなく、教育指導についても、それぞれ広島市に会議等に入っているいただきながら、一緒に連携をしてきておりますので、そういう形で、連携を密にして進めていきたいと考えております。

○質疑（犬童委員） ぜひ、周りの市町教育委員会と福山市教育委員会が、お互いが角を突き合わせるのではなくて、きちんとした同じ方針で対応できるように、県が間に入った対応を一層お願いします。福山市は本庁の所管だから、図面で教育事務所の所管区域に違う色を塗っていますが、恐らく実際は、一緒に事務処理することと

なるように思うのです。

それから、前から話しているのですが、学校のCO₂削減対策とかエネルギー問題について、県教委が管轄している小・中・高等学校を含めて、電気にしても、ガスにしても莫大なエネルギーを使っています。用紙も大量に消費している。そういうことを総合的に調べて、県教委としては、全体でどれだけのCO₂削減の道筋を持っているのですか。

学校で目標をつくってもらって、子供たちと一緒に環境問題を考えていくというのが、私は学習だと思うのです。

県教委管轄の小・中・高等学校のエネルギー消費量あるいはCO₂の削減状況はどのようなのですか。学校給食の残飯も、物すごく出るわけですから。そういったものの量とかについては、具体的に答弁できるように整理されていますか。

○答弁（施設課長） まず、データからお話をさせていただきたいと思います。

今おっしゃったところと少し観点がずれるところがあるかも知れません。今から申し上げるのは、県内の社会経済活動において、一事業者あるいは一消費者としての学校という観点でございます。

学校の事務事業によって排出される温室効果ガスがどの程度なのか。この場合の事務事業と申しますのは、電気、上水道、燃料などの使用量との兼ね合いで算出される温室効果ガスということでお答えをさせていただきます。

大変恐縮でございますが、今、手元には県立学校の平成19年度の数値しか準備できてございません。

まず、県の機関全体で、平成19年度の公表数値が5万1,290トンでございます。うち、県立学校分を試算いたしましたところ、1万6,966トンという数字が出てまいりました。

今、委員がおっしゃいました目標量でございますけれども、こうした観点からの温室効果ガスの排出量の削減の目標と申しますか、これは、平成15年度の県全体の排出量5万5,038トンを基準として、平成22年度でたしか5%の削減をしようという目標になってございますけれども、15年度と19年度を対比してみますと、県全体の数値で、もう既に7%程度の削減になってございます。これと同様に県立学校分も考えられますので、幾分か削減がされているというふうに考えられます。今の話が県の状況でございます。

次に、市町の状況でございます。大変申しわけないのですけれども、現時点では、数値を承知しておりません。なぜかと言いますと、ただいま申し上げましたように、県立学校は、そうした削減をしないといけない主体として把握していますが、市町立学校につきましても、それぞれの設置者である市町の機関の一つとして、それぞれの市町が数値を把握、管理をなさっていくべき性格のものでございます。現時点で、数字が全然出ないということではないのですが、承知していないのは、そういう事情でございます。

ちなみに、広島市立学校については、昨日、広島市から光熱水費を教えていただきまして、私どもと同じ算定の仕方を出してみたところ、平成19年度で2万2,294トンという数字が出てまいりました。学校数が県立と比べると多うございますので、おおむね、そういう数値が出てこようかと考えております。

とりあえず、データについてお答えをいたしますと、そういった状況でございます。

○意見・質疑（犬童委員） 私は、ぜひ県内の小中学校を含めて、それぞれ教育委員会が試算しなければいけないと思うのです。環境問題をこれだけ一生懸命言っているのだから、政府も含めて、学校現場が、エネルギー消費量あるいはCO₂削減など、データできちんと掌握されて、いろいろなことに努めて、5年後にはこうするのだと示す。各学校で目標をつくって取り組んでいくことが、それこそ県教委の、全体を把握して取り組むべき課題だと思うのです。

今の数字は、大まかなものですが、県教委としては、県立学校で何トン削減されたかわからないと言う。県全体では7%ぐらい削減しているから、自分たちも大体7%だろうというふうなことでは、どうなのですか。小さな営業所ではなく、大世帯なので、私は、きちんと数字を把握されていかれませんか、今はオンラインで結ばれている時代ですから、ここの学校はどれだけ電気代を使っているとか、そういったことは、それぞれ打ち込んでもらうと全部集計できるわけです。学校で使う紙の量にしても、莫大な数字です。使ってはいけないということではなくて、使っている現状を把握されて、やはり教職員も含めて、子供たちにも世界全体の地球温暖化防止に参加しているのだということをやっつけていかないといけないのではないかと思います。

私は、来年度のエコカレンダーを持ってまして、具体的に細かく記載されているのですけれども、片や、学校はどうするのかということは、結局、目標がなかったら、子供への指導や、取り組みへの参加ができないと思いますので、ぜひ、教育長、何でも最後は教育長になるのですが、決意をお願いします。

○答弁（教育長） 地球温暖化は、我々も、身近な問題として深く考えていかないとはいけませんし、これからの日本を、もっと大きく言えば、地球を支える子供たちに、意識、それから具体的な行動につなげていかなければいけないのは当然でございますので、少しでも数値目標を掲げて、教育を進めていくようにしたいと思います。

○要望（犬童委員） 答弁されたので、ちゃんとやってください。

電気、ガス、水を使っていて数字を把握できるのですから、掌握できるシステムをぜひ検討して、整備してください。

そうすれば、教育長のところに、先月はこれだけ電気代がかかって、これだけCO₂が発生していると報告されて、これはちょっと減るどころかふえているではないとか、これはよく削減しているけれども、ちょっと削減し過ぎて、何かどこかに矛盾はないのかということも出てくるわけです。

残飯の量も、各学校や各市町教育委員会は、ある程度掌握されており、どれだけの食料が無駄になるという数字をつかめるのです。だから、来年は2%削減しようとか、10年で15%削減しようという目標を立てると思いますので、教育長、今の決意表明をよろしくお願いします。私は、まだ来年6月までは文教委員でいます。

新年度予算で検討していくという姿勢を示してください。そうでなければ、京都議定書で数値目標を定めたり、総理大臣がやると言っても、ああそうというぐあいになるわけです。

○質疑（石橋委員）　せっかくなので、1点だけお聞きします。校長、教頭には試験を受けてなっているのですが、主幹教諭はどういう任命方法になるのですか。

○答弁（教職員課長）　主幹教諭、指導教諭につきましては、選考により任命することにしておりまして、具体的な選考方法については、現在検討中でございます。

○要望（石橋委員）　主任の場合は、校長が推薦して県教委が任命するというやり方をされている。ぜひ、そういう方向で主幹教諭の選考をきちんとしたものにしていただきたいと要望しておきます。

(9) 閉会　　午前11時45分